# 秋田県教職員研修体系 

## いつでもどこでも学び合い <br> 互いの教育財産の活用を

平成 23 年 3 月
秋田県教育委員会

## ま え が き

社会の大きな変動に伴い，幼児児童生徒の「生きる力」を育むことの重要性が，ま すます高まっています。一人一人が，自ら考え行動していくことのできる自立した個人として，心豊かにたくましく生き抜いていく基礎を培うには，学校における「確か な学力」，「豊かな心」，「健やかな体」の調和を重視した，質の高い教育が必要です。

その学校教育の成否は，幼児児童生徒の教育に直接携わる教職員にかかっていま す。複雑化•多様化する教育課題に組織的に対応していくためにも，これからの教職員には，実践的な指導力やコミュニケーション能力の更なる向上が求められます。
教育基本法で定められているとおり，教職員は，自己の崇高な使命を深く自覚し，絶えず研究と修養に励み，その職責の遂行に努めなければなりません。教職に対する強い情熱をもち，教育の専門家としての確かな力量を備え，総合的な人間力をより高 められるよう，不断に自己を磨き，自らの資質向上に努めることは，今後，一層重要 になってまいります。

これまでも，県教育委員会では，各教職員が主体的に取り組み，成果が学校の経営改善や授業改善に具体的に反映される研修になるよう，社会の変化に応じて内容•方法を見直しながら，研修体系に基づく研修を実施してまいりました。

近年，本県教職員の培ってきた個々の力量に，高い評価が寄せられております。た とえば，平成19年度に設置された「秋田県検証改善委員会」では，本県の学校や教職員について，次のように分析されています。
～秋田県の各学校の研究•実践の質は高く，先生方の授業への取組に先進性がある。研修に対する意識も，他県に比べて高い。～
一方で，同委員会からは，今後の本県の研修について，研修を進めるリーダーの育成，教科や校種の壁を超えた研修の充実，行政と各種教育研究団体との連携の在り方 などについての課題が指摘されております。

今回の改訂に当たっては，これらの評価を踏まえつつ，一定年次への校外研修の集中の緩和，若手教員の継続的な授業力向上，学校の組織力を高めるためのミドルリー ダーの育成等を念頭に，教職生活全体を通じて互いに高め合う研修体制の一層の充実 を意図して，体系の改善を図りました。

この新しい教職員研修体系に基づく研修の円滑な実施により，教職員一人一人の力量と人間性の向上が図られ，県民からの揺るぎない信頼と尊敬を得ながら，秋田の将来を支える子どもたちのため，本県学校教育が目指す「豊かな人間性を育む学校教育」を充実発展させることができるよう，切に期待しております。

平成 23 年 3 月

## 目 次

I 教職員研修体系改訂の趣旨 ..... 1
II 教職員研修体系改訂の基本方針 ..... 2
III 教職員研修体系の骨子 ..... 3
IV 教職員研修の手法及び研修の評価 ..... 4
V 教職員研修体系の全体構造 ..... 7
VI 基本研修の構成 ..... 8
VII 基本研修の内容 ..... 10
VIII 専門研修の内容 ..... 12
IX 秋田県公立学校教職経験者到達目標 ..... 15

## I 教職員研修体系改訂の趣旨

## 1 教職員研修体系の策定及び改訂の経緯

「秋田県教職員研修体系」は，昭和60年3月，教職員の人格的資質の向上及びライ フステージに応じた職能成長を期して策定された。
その後，県教育委員会では，時代の要請に応えながら教職員の資質能力の向上を図る ことができるよう，平成18年3月までに 4 度の改訂を行い，研修内容の一層の改善に努 めてきた。

## 2 改訂の背景

（1）学習指導要領等の改訂
平成18年12月の教育基本法，平成19年6月の学校教育法の改正を受け，文部科学省は，「知識基盤社会」の到来に鑑みつつ「生きる力」を育むという理念を継承 し，学習指導要領等の改訂を行った。
－幼稚園教育要領，小学校及び中学校学習指導要領の改訂並びに保育所保育指針 の改定（平成20年3月告示）
－高等学校及び特別支援学校学習指導要領の改訂（平成21年3月告示）
（2）法令の改正等
平成19年6月に教育職員免許法及び教育公務員特例法が一部改正され，教員免許更新制の導入（平成21年4月施行）や，指導が不適切な教員の人事管理の厳格化
（平成20年 4 月施行）等が明文化されるなど，教職生活の全体を通じた教職員の資質能力の総合的な向上は，常に国の重要課題の一つになっている。この資質能力向上を支援するシステムづくりの必要性は，校長のリーダーシップ・マネジメント能力の重要性とともに，中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会による審議経過報告（平成 23 年 1 月）でも指摘されているところである。

## 3 改訂の必要性

（1）これまでの改訂内容
教職員の研修については，これまで，社会の変化に対応する研修カリキュラムを作成するとともに，体験的研修の重視や自主的研修の推進の視点から新しい研修事業を企画し，活性化を図ってきている。また，機関研修に「学校における実効性」，「目標による業務管理」，「県の施策を機能させる内容」，「研修の評価」に関する視点に配慮した内容を盛り込むなど，学校の経営改善や授業改善に具体的に成果が反映される研修の必要性の高まりに対応しながら，研修内容の充実を図ってきた。
（2）新たな課題
初任者の幼児児童生徒と向き合う時間を保障する必要性が高まっている他，教員 の年齢構成がアンバランスになっていることから，若手教員の実践的指導力を高め る切碰玩磨の機会の確保，学校の活性化に必要な中堅教員の力量向上，ベテラン教員の学校を牽引する力の向上などが，新たな課題として浮かび上がっている。

したがって，「初任者研修の内容の量から質への転換」，「若手教員の授業力向上

に係る継続的な研修」，「学校組織マネジメントカを備えたミドルリーダーの養成」，「ベテラン教員の専門的実践力の一層の向上」を視野に入れ，互いに高め合いなが ら年齢層に応じたキャリアアップを図る研修体系を確立することが必要である。

## II 教職員研修体系改訂の基本方針

## 1 「ライフステージに応じた実践的指導力を日々高め合う研修」を柱とする研修体系

教職員個々が，教職の全期間を通して計画的•継続的にライフステージに応じた研修 を受けられるよう体制を整備し，日常的にそれぞれの教育技術を学び合ったり資質能力 を高め合ったりすることができるようにする。

研修機会の設定については，一定年次への校外研修の集中を緩和するとともに，関係研究機関による公開研究会等への参加機会を活用するなど，研修対象者の幼児児童生徒 と向き合ら時間を確保することを考慮する。

## 2 基本研修と専門研修からなる研修体系

研修体系は，次の二つによって構成される。
（1）基本研修
（1）教職経験者研修
（2）職務別研修
（2）専門研修
（1）教育課題研修
※人事評価システムにおける自己目標等に応じて個人が課題を選択できる研修
（2）特別研修
※個人に対する派遣研修

## 3 各機関•団体等の教育機能に配慮した研修体系

（1）教育庁各課及び各教育事務所が行ら教職員研修
国及び県の教育施策の趣旨徹底を図るための研修，学校と連携したより実践的な研修及び服務規律等の徹底を図る研修を実施する。
（2）総合教育センターが行う教職員研修
学習指導，生徒指導，学校経営及び特別支援教育などの今日的な教育課題に対応 した内容に関する研修を行うほか，学校の課題解決に向けた校内研修を支援する講座の開設や，インターネットを活用した教育情報の提供や研修への支援を行う。

また，研修員による授業力向上のための研修と教育課題研究を実施する。
（3）市町村教育委員会が行ら教職員研修
地域の教育課題や教育計画及び地域素材の教材化などの地域に関わる内容，教職員一人一人の人格の陶冶に関わる多様な教育的体験，社会的体験を得るための研修 を実施するなどが考えられる。

なお，「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により，中核市には，県費

負担教職員に対する研修権限が委譲されている。
（4）大学•教育研究団体が行ら教職員研修
各教科，教科外の内容についての研究•研修とその実践交流などを実施する。
（5）各学校等が行う研修
教職員研修の基盤となる「OJT（職場での業務を通じた研修）」を通して，教育目標の具現化や研究テーマについての実践的研究•研修を実施する。
（6）社会教育関係機関が行う研修
生涯学習社会における教職員を含めた県民のニーズに応える教育•文化・スポー ツ等に関わる研修及び少年自然の家等の施設における P A（冒険型課題解決学習プ ログラム）研修を担当する。

## 4 講師（臨時）等への研修の実施

講師（臨時）及び非常勤講師については，幼児児童生徒の成長保障や学力保障を担う教職員の一員としての自覚を高め，学習指導要領の要点や県の学校教育の指針に関する こと及び喫緊の教育課題についての理解を深めるための研修を実施する。

## 5 指導力の回復を要する教職員への研修の実施

児童生徒の指導において諸課題を抱えている教職員に対しては，当該教職員との面談等を通して課題を具体的に明らかにし，その達成に向けた研修計画を作成するととも に，指導体制を整備するなどして，校内研修を基盤とした研修を実施し，当該教職員の実践的指導力の回復を目指す。

## 6 指導が不適切な教員への研修の実施

幼児児童生徒に対する指導が不適切であると認定された教諭等に対しては，能力，適性等に応じた指導改善研修に関する計画書を作成し，当該教諭等が抱えている課題の内容や程度等に応じた研修を実施する。

## III 教職員研修体系の骨子

## 1 基本研修（教職経験者研修•職務別研修）

経験年次や職務の種類に応じた総合的な実践力を高めることを主なねらいとして，危機管理，教育公務員の服務に関わる内容を必須項目とし，次の研修を行う。
（1）教職経験者研修
初任者（新規採用教職員）研修を起点とし，経験年次に応じて，県の教職経験者到達目標に照らし，必要とされる実践的指導力や学校運営の推進者としての力量及 び人格的資質を高め合うことを目指した研修
－研修に当たっては，「授業力向上研修」等において，可能な限り任意団体等と の連携を図る。
（2）職務別研修

職務別による職務遂行に必要な研修及び研究協議会等の職務に関わる情報交換や研究協議による研修

## 2 専門研修（教育課題研修•特別研修）

各分野ごとの専門性を高めることを主なねらいとして，次の研修を行う。
（1）教育課題研修
（1）専門的内容の研修
学習指導，生徒指導，特別支援教育，就学前教育及び学校経営などの今日的な教育課題への対応や，県の教育課題の達成に向けた専門的内容の研修
（2）授業（保育）改善研修
教科指導における実践的指導力を育成し，授業（保育）改善を図ることをねらい とする研修
（2）特別研修
（1）教職員としての専門性や実践的指導力を高めるための派遣研修
教育大学大学院派遣研修，中央派遣研修，総合教育センター研修員派遣研修
（2）豊かな人間性や広い視野に支えられた教育力を高めるための派遣研修企業派遣研修，長期社会体験研修

## IV 教職員研修の手法及び研修の評価

## 1 機関研修における研修手法

（1）実施形態
受講者が主体的に実践的指導力を高め合うことができるよう，「演習」，「協議」，「実習」の参加型•体験型の研修を積極的に取り入れて実施する。その際，受講者のニーズや課題に応じて選択できる研修内容の導入についても考慮する。
（2）実施場所
大学や企業などの協力も得ながら，主に総合教育センター等の研修機関で実施す る。

また，学校と連携し，受講者が受入校の児童生徒に対して授業を行ったり，指導主事等が要請に応じて各地域の教育機関や学校に出向いたりする研修を実施する。
（3）研修指導者
教育庁各課，教育事務所及び総合教育センター指導主事等の他，研修の効果を高 めるために，より専門性を有する外部の人材（教員 O B ，大学教員，専門機関の人材）が指導に当たる。
（4）実施方法
①教職経験者研修のように複数の課題を達成しながら総合的に資質能力を高め合う方法や，職務別研修のように特定の課題の達成に向けて一定期間集中して取り組む方法，授業改善研修のように一つの課題の達成に向けて継続的に取り組む方法などに より実施する。研修時間は，研修の内容，方法等に応じて柔軟に設定する。
（2）宿泊研修については，全県各地から集まってきた教員が，研修課題等についてじっ くり語り合ったり，協力してレポート等を作成したりすることにより，人的ネット ワークを広げたり，互いに刺激を受け，よりよい教育実践を生み出したりすること が期待される。併せて，宿泊を伴ら学校行事の計画や運営についての研修効果も期待できることから，教職経験者研修等に積極的に取り入れ，研修の充実を図る。
（3）土曜日などの休日等に，必要に応じ，総合教育センターの専門性や機能を生かした研修講座や特別講座を実施する。その際，任意団体との合同実施の工夫についても配慮する。

## 2 校内（園内）研修における研修手法

（1）実施内容及び実施方法
（1）授業（保育）研修として，全教職員または研究組織により，協議及び演習等を通し て授業（保育）改善に向けた研修を実施する。
（2）生徒指導等研修として，全教職員または研究組織により，事例検討会等を通して児童生徒理解を深めるための研修を実施する。
（3）学校組織マネジメント研修として，学級経営，学年経営，教科経営，学校経営等に ついて，経営改善に資するための研修を実施する。
（2）研究体制
①校内（園内）研修の実施に当たっては，管理職のリーダーシップの下に協働的な研究体制を整備し，日常的に取組が進められるよう配慮する必要がある。「学年や教科の枠を超えた研究」，「研究体制への外部の人材の有効活用」，「近隣の学校との連携による校種を超えた研究」等が効果のある取組として実施されている。今後 は，高度な専門的実践力を身に付けた中堅以上の教員の教育財産を共有する研修 を，一層充実させることが求められる。
（2）法定研修である初任者研修及び10年経験者研修については，全教職員の理解の下，校内（園内）の推進体制を整備して実施することが求められる。

## 3 研修の評価

（1）校外（園外）研修
実施する研修内容については，研修者からの評価等を基に，絶えず内容の改善に努めることが求められる。また，実施した研修の効果については，学校訪問等の機会を通して状況を見届け，評価し，より実効性の高いものとなるよう研修方法等に ついて，見直しを図る必要がある。

なお，校外（園外）研修の内容については，研修者が，所属校（園）における研修会等の機会を通じ，他の教職員に対して確実に伝達する。その際，学校（園）と して研修成果を日常の教育活動に波及させていく体制づくりを一層進める。
（2）校内（園内）研修
校内（園内）研修では，学校教育目標の具現化に向け，学校の抱える課題につい ての達成度を評価し，取組の改善を図ることが求められる。

また，県の教職経験者到達目標に照らし，人事評価システムにおける自己目標等 に応じて，教職員の資質向上を図ることも同時に求められる。

## 4 講師（臨時）等への研修

（1）所属校等における校内（園内）研修の項目（管理職等による研修）
（1）人事管理的なこと
（2）校内（園内）の職務に関すること
③幼児児童生徒に関すること
なお，授業等に関しては，折に触れ管理職等を中心に研修を実施する。また，年度途中の採用者についても年度当初採用者と同様の内容について研修を実施する。
（2）担当課，教育事務所による機関研修の項目
（1）辞令交付時等［講師（臨時）等対象］
服務に関すること
学習指導等の基本的内容に関すること
（2）年度当初の機関研修時［講師（臨時）等対象］
服務に関すること
学習指導等及び生徒指導の他，各講師（臨時）等の課題に対応した内容
（3）市町村教育委員会による機関研修の項目
各市町村教育委員会の計画に基づき，地域の実態に応じて，服務，学習指導，生徒指導等，必要な内容に関して各地域の特性を生かした研修を実施する。

## 5 指導力の回復を要する教職員への研修

児童生徒への指導上の諸課題を抱えている教職員の指導に当たつては，校内研修を主体として実践的指導力の向上に向けた取組を進めることが求められる。

その際，次のようにして学校体制を整備し，当該教職員が主体的に研修を受けること ができるように配慮する。
（1）当該教職員の指導上の課題を具体的に明らかにする。
（2）当該教職員との面談の下，指導力の回復に向けた研修計画を作成する。
（3）校内（園内）の指導体制を整備する。
学習指導，生徒指導，学級経営等において豊富な経験を有する教員の協力によ り，学年及び学校全体の支援体制を整備する。
（4）機関研修の活用
①必要に応じ，市町村教育委員会で実施する機関研修との連携を図る。
（2）必要に応じ，教育事務所や総合教育センターで実施する機関研修との連携を図る。

## 6 指導が不適切な教員への研修

幼児児童生徒に対する指導が不適切であると認定された教諭等の指導に当たつては，認定内容や関係課，所属校等からの報告を踏まえて研修計画を立案し，適宜見直しを加 えて研修を実施する。
（1）学習指導，生徒指導，学級経営，服務の基本等について研修を実施する。
（2）所属する校（園）種に応じた模擬授業を実施し，授業改善に努める。
（3）計画的に所属校研修を実施し，模擬授業研修を検証する。
（4）他校種や他の教育機関で所外研修を実施し，教育公務員としての視野を広げる。

| $\begin{aligned} & \text { 研㫦 } \\ & \text { 基猃 } \end{aligned}$ | ライフステージに応じた実践的指導力を日々高め合う研修 （人事評価システムにおける自己目標等に応じた研修体系） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 教職期 | 前 期 | 中 期 | 後 期 |
| 教職 <br> 浬題 | 各学校等における教職員と しての基碮的資質の向上及 び専門性の確立 | 各学校等における中堅教職員 としての資質の充実及び専門性の拡充 | 各学校等の指導者，経営者 としての資質の充実及び専門性の深化 |



講師（臨時）等に対する研修
指導力の回復を要する教職員に対する研修指導が不適切な教員への研修

## 校内研修及び自己啓発への支援•OJTの推進

VI 基本研修の構成


印は最重要項目，○は重要項目，空欄は必要に応じて取り入れる項目


| 職 務 別 研修 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| $\begin{aligned} & \text { 進 } \\ & \text { 路 } \\ & \text { 導 } \\ & \text { 主 } \end{aligned}$ | 生 徒 指 導 主 事 |  | 学 年 辛 任 | $\begin{aligned} & \text { 研 } \\ & \text { 究 } \\ & \text { 辛 } \\ & \text { 任 } \end{aligned}$ | 教 務 辛 任 | 教 頭 副 校 動 | $\begin{aligned} & \text { 校 } \\ & \text { 祳 } \end{aligned}$ |
|  |  |  |  | © |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| © |  | $\bigcirc$ |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| $\bigcirc$ | © | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | © | （0） | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  | © | $\bigcirc$ |
| © | $\bigcirc$ | © |  |  | © | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | © | © | © |
|  | $\bigcirc$ | © | © | （ | （ ${ }^{\text {c }}$ | © | © |
| $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 |  | 姣利 |



印は最重要項目，○は重要項目，空欄は必要に応じて取り入れる項目

VII 基本研修の内容

## 1 教職経験者研修

| 研 修 名 |  | 研修対象者 | 主な研修内容 |  |  |  |  |  |  |  | 教 <br> 青 <br> 事 <br> 務 <br> 所 | 市 町 村 謷 委 委 会 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 所 } \\ \text { 属 } \\ \hline \\ \text { 学 } \\ \text { 校 } \\ \text { 園 } \\ \text { 等 } \end{array}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 新規採用教員等研修 | 幼稚園教諭•保育士 | 乳幼児理解 指導案作成と保育の実際 等 | 9 |  |  |  |  |  |  |  |  | 10 |
|  |  | 栄養職員等 | 教育公務員の服務 栄養教育の進め方 等 |  |  |  | 7 |  |  |  |  |  | 15 |
|  |  | 寄宿舎指導員 | 教育公務員としての心構え 職務の基䂾 等 |  |  | 1 |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 | 初任者研修 | 小学校教諭 | 〈共通〉 <br> 教育公務員の服務 新任教員の心構え〈小•中•高•特〉 <br> 学習指導 学級経営（小•中•特） <br> ホームルーム経営（高）生徒指導 <br> 模擬授業（小•中•高）事例研究（特） <br> 〈養〉 <br> 学校保健の基砝的•専門的研修 教職教養 |  | － |  |  | ${ }_{1}^{10}$ |  |  | 早 | 2 |  |
|  |  | 中学校教諭 |  |  | 1 |  |  |  | ${ }_{10}^{10}$ |  | 早 | 2 | （150 |
|  |  | 高等学校教諭 |  |  |  | 7 |  |  | $\stackrel{10}{10}$ |  |  |  |  |
|  |  | 特別支援学校教諭 |  |  |  | 7 |  |  |  | $\stackrel{10}{10}$ |  |  | （150150 <br> 時間 |
|  |  | 養護教諭 |  |  |  |  | $\stackrel{10}{10}$ |  |  |  |  |  | 35 <br> $\square$ |
| 3 | 授業力 <br> 向上研修 1 | 小学校教諭 | 授業実践 授業観察 授業分析助言者研修 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 中学校教諭 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 高等学校教諭 |  |  |  |  |  |  | ${ }^{2}$ |  |  |  |  |
|  |  | 特別支援学校教諭 |  |  |  |  |  |  |  | 边 |  |  |  |
| 4 | 5 年経験者研修 | 幼稚園教諭•保育士 | 保護者理解 幼昌の主体的慟と環新搆成 等 | 道 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 小学校教諭 | 〈小〉 <br> 教科指導 外国語活動 <br> 〈中•高〉 <br> 教科指導 生徒指導 <br> 〈特〉 <br> 学習指導 |  |  |  |  | 2 |  |  |  |  | 3 <br> 日 |
|  |  | 中学校教諭 |  |  |  |  |  |  | 2 |  |  |  | 3 <br> 3 |
|  |  | 高等学校教諭 |  |  |  |  |  |  | $\stackrel{2}{1}$ |  |  |  | 1 <br>  |
|  |  | 特別支援学校教諭 |  |  |  |  |  |  |  | 㫛 |  |  | 4 <br>  |
|  |  | 羕護教諭 | 学習指導 道徳 生徒指導 情報教育 等 |  |  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline 2 \\ \hline 日 \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|l} \hline 2 & 2 \\ \text { 日 } & \text { 日 } \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline 2 & 2 \\ 日 & 日 寸 \\ \hline \end{array}$ | 夏 |  |  | $\stackrel{2}{\text { 日 }}$ |
|  |  | 栄養職員等 | 栄養教育の進め方と実践体験学習 等 |  |  |  | 5 |  |  |  |  |  |  |
| 5 | 授業力 <br> 向上研修 2 | 小学校教諭 | 授業実践 授業観察 授業分析助言者研修 |  |  |  |  | 2 |  |  |  |  |  |
|  |  | 中学校教諭 |  |  |  |  |  |  | $\stackrel{2}{\text { 日 }}$ |  |  |  |  |
|  |  | 高等学校教諭 |  |  |  |  |  |  | 2 |  |  |  |  |
|  |  | 特別支援学校教諭 |  |  |  |  |  |  |  | 2 |  |  |  |
| 6 | 10年経験者研修 | 幼稚園教諭•保育士 | 教育（保育）課程編成 学校評価 等 | ${ }_{8}^{10}$ |  |  |  |  |  |  |  |  | ${ }_{1}^{10}$ |
|  |  | 小学校教諭 | 〈小•中•高•特〉教育公務員の服務 教科指導 生徒指導学校組織マネジ僕 |  |  |  |  | 5 |  |  | 5 |  | $\stackrel{20}{8}$ |
|  |  | 中学校教諭 |  |  |  |  |  |  | $\stackrel{5}{8}$ |  | － |  | $\stackrel{20}{8}$ |
|  |  | 高等学校教諭 |  |  |  | 5 |  |  | 5 |  |  |  | 20 <br>  |
|  |  | 特別支援学校教諭 |  |  |  | 5 |  |  |  | 5 |  |  | $\begin{array}{r}20 \\ \hline \\ \hline\end{array}$ |
|  |  | 養護教諭 | 教有課程 学校保健の専門的研修 等 |  |  |  | 3 <br>  | $\begin{array}{\|l\|l\|l\|} \hline 4 & 4 \\ \text { 日 } & \\ \hline \end{array}$ | 4  <br>  4 | 早 |  |  | 7 <br>  |
|  |  | 栄羢職員等 | 衛生管理 栄養教育 研究授業 等 |  |  |  | 6 |  |  |  |  |  | 5 <br>  |
|  |  | 寄宿舎指導員 |  |  |  | 2 |  |  |  |  |  |  |  |
| $7$ | 専門的実践力向上研修 | 小学校教諭 | キャリアアップの進め方 <br> 学校連営の充実 <br> 若手教員支援 |  |  |  |  | 2 |  |  |  |  |  |
|  |  | 中学校教諭 |  |  |  |  |  |  | 2 |  |  |  |  |
|  |  | 高等学校教諭 |  |  |  |  |  |  | 2 |  |  |  |  |
|  |  | 特別支援学校教諭 |  |  |  |  |  |  |  | 2 |  |  |  |

## 2 職務別研修

（1）教育庁各課所管

|  |  |  |  |  |  |  | い資質能力 |  |  |  | 高 | 特 | 保 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  | 身に付けたい専門的知識 | 主 な 研 修 内 容 | $\left\lvert\, \begin{aligned} & \text { 保 } \\ & \text { 推 } \\ & \text { 誰 } \end{aligned}\right.$ | 務 謷 者 課 | $\begin{aligned} & \text { 校 } \\ & \text { 謷 } \\ & \text { 課 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 別 } \\ & \text { 支 } \\ & \text { 援 } \\ & \text { 致 } \\ & \text { 課 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 健 } \\ & \text { 体 } \\ & \text { 育 } \\ & \text { 課 } \end{aligned}$ | 育 |
| 1 | 園長等運営管理協議会 | $\bigcirc$ | （o） | $\bigcirc$ |  |  | 本県の就学前教育関係施策 | 幼稚園•保育所経営の諸問題 | 2 |  |  |  |  |  |
| 2 | 教頭•主任等研修会 | $\bigcirc$ | （o） | $\bigcirc$ |  |  | 教育（保育）課程の編成 | 就学前教育に関する諸問題と幼稚園•保育所の運営 | 1 |  |  |  |  |  |
| 3 | 校長等連絡協議会 | $\bigcirc$ | （o） |  |  |  | 本県の義務教育関係施策 | 県の施策に関する説明•課題研究•情報交換 |  | 0.5 |  |  |  | 0.5 |
| 4 | 新任校長研修 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  | 学校管理•運営上の心得 | 経営心得•学校管理の諸問題 |  |  | 0.5 | 0.5 |  |  |
| 5 | 新任教頭研修 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  | 学校管理•運営上の心得 | 経営心得•学校管理の諸問題 |  |  | 0.5 |  |  |  |
| 6 | 教頭連絡協議会 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  | 本県の義務教育関係施策 | 課題研究•研究協議 |  |  |  |  |  | 1 |
| 7 | 校長会議 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  | 本県の県立学校教育関係施策 | 学校経営上の諸問題 |  |  | 2 | 1 |  |  |
| 8 | 教頭会議 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  | 本県の高校教育関係施策 | 学校経営上の諸問題 |  |  | 2 |  |  |  |
| 9 | 教頭研修 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  | 本県の特別支援教育関係施策 | 学校経営上の諸問題 |  |  |  | 1 |  |  |
| 10 | 教務主任研究協議会 | $\bigcirc$ | © |  |  |  | 教務主任の職務内容 | 教育課程の編成と運営 |  |  | 1 | 1 |  |  |
| 11 | キャリア教育推進協議会 |  | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 本県の進路指導関係施策 | キャリア教育の現状と課題 |  |  | 1 |  |  |  |
| 12 | 進路指導研究協議会 |  | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 本県の進路指導関係施策 | 進路意識の高揚と生徒の進路希望実現への対応 |  |  |  | 1 |  |  |
| 13 | 生徒指導研究協議会 |  | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 本県の生徒指導関係施策 | 最近の問題行動等とその対応 |  |  | 1 | 1 |  |  |
| 14 | 研究主任連絡協議会 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ | 校内における研究の推進方法 | 校内の教育研究の進め方，校内研究推進に関する現状と課題 |  |  |  | 1 |  |  |
| 15 | 主任寄宿舎指導員研修 |  | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 寄宿舎運営の在り方 | 寄宿舎運営に関する現状と課題，特色ある寄徨舎運営 |  |  |  | 1 |  |  |
| 16 | 保健主事研究協議会 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  | $\bigcirc$ | 保健主事の役割，学校保健の考え方 | 健康教育の意義と内容 |  |  |  |  | 1 |  |
| 17 | ミドルリーダー養成研修 | （ $)$ | （） | $\bigcirc$ |  |  | 学校関係法令 | 学校運営の参画（学校組織マネジメント） |  |  | 1 | 2 |  |  |
| 18 | 新任特别支援教育コーデイネーター矿修会 |  |  | © | $\bigcirc$ | （0） | 校外の関係機関との連携 | 職務と学校運営上の役割 |  |  |  | 3 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |



印は最重要項目，○は重要項目，空欄は必要に応じて取り入れる項目

## VIII 専門研修の内容

## 1 教育庁各課所管

|  | 研 修 名 | 主 な 研 修内容 | 幼 |  |  | 保｜ | ｜r｜ |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 就学前教育理解推進研究協議会 | 教育（保育）課程の編成と実施 | 1 |  |  |  |  | $\diamond$ |
| 2 | 認可外保育施設職員研修会 | 乳幼児理解と今日的課題への対応 | 1 |  |  |  |  | $\diamond$ |
| 3 | ディリー・プランニング研修 | 保育の内容•援助の在り方について | 1 |  |  |  |  | $\diamond$ |
| 4 | 保育技術協議会 | カウンセリングマインドを生かした保育の技術 | 2 |  |  |  |  | $\diamond$ |
| 5 | P D C A 研修会 | マネジメントサイクルを取り入れた園経営等 | 2 |  |  |  |  | $\diamond$ |
| 6 | 就学前•小学校地区別合同研修会 | 就学前教育と小学校の円滑な接続に向けての共通理解等 | 3 |  |  |  |  | $\diamond$ |
| 7 | 教育課程運営改善協議会 | 教育課程運営の在り方について |  |  | 2 |  |  | － |
| 8 | 情報通信ネットワーク活用研究協議会 | 情報通信ネットワークの活用の在り方について |  |  | 1 |  |  | － |
| 9 | 中高学習指導研究協議会 | 中学校と高等学校の連携した学習指導の在り方について |  |  | 3 |  |  | － |
| 10 | 訪問教育担当教員講習会 | 指導に関する専門的な知識•技能の修得と指導力の向上 |  |  | 2 |  |  | － |
| 11 | 特別支援学校寄宿舎指導員研修会 | 実践的，具体的な生活指導や支援の在り方，実践報告 |  |  |  |  |  | － |
| 12 | 高等学校•特別支援学校養護教諭研修 | 学校保健管理と指導 |  |  |  | 1 |  | － |
| 13 | 学校栄養職員研修 | 給食の効率的運用と指導上の課題 |  |  |  | 2 |  | － |
| 14 | 学校調理師研修 | 職務と役割 |  |  |  | 1 |  | － |
| 15 | 衛生管理に関する研修会 | O157を含む学校安全について |  |  |  | 0.5 |  | － |
| 16 | 小•中•高等学校学校体育担当者連絡協議会 | 学校体育や健康教育に関する内容 |  |  |  | 1 |  | － |
| 17 | 小•中学校教育課程研究協議会 | 教育課程に関する研究協議 |  |  |  |  | 2 | － |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※この研修内容は平成23年度のものを基本として掲載しており，新たな研修課題の要請や受講動向の変化により，変更されることがあります。

＊備考欄の 印は，指定により受講する研修です。

## 2 総合教育センター所管

（1）教科•教科外等推薦等による研修
単位（日）

|  | 研 修 名 | 主 な 研 修 内 容 | 特に高めたい資質能力 |  | $\begin{aligned} & \text { 小 } \\ & \text { 学 } \\ & \text { 校 } \\ & \text { 関 } \\ & \text { 係 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 中 } \\ & \text { 学 } \\ & \text { 校 } \\ & \text { 関 } \\ & \text { 係 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 高 } \\ \text { 等 } \\ \text { 学 } \\ \text { 校 } \\ \text { 関 } \\ \text { 係 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 特 } \\ \text { 別\| } \\ \text { 支\| } \\ \text { 援 } \\ \text { 学 } \\ \text { 校 } \\ \text { 関 } \\ \text { 倸 } \end{array}$ | ｜l｜l｜ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 思考力•判断力•表現力等を育む言語活動の充実 | 新学習指導要領のポイント，読書活動の推進 | 授業力，実践的教科指導力 |  | 1 | 1 | 1 | 1 | $\bullet$ |
| 2 | ここから始める 新しい生活科の指導 | 新学習指導要領のポイント，幼保小連携，教材開発 | 授業力，実践的教科指導力 | 1 | 1 |  |  |  | $\checkmark$ |
| 3 | 音楽のよさや美しさを実感する音楽科の授業 | 新学習指導要領のポイント，指導と評価 | 授業力，実技指導 実践的教科指導力 |  |  | 1 |  |  | $\diamond$ |
| 4 | 民揺から広がる我が国の伝統的な歌唱 | 伝統音楽の理解，和楽器の演奏法 | 実技技能，実践的教科指導力 |  |  | 1 |  |  | $\checkmark$ |
| 5 | よさや美しさを感じ取る図画工作•美術科の授業 | 基礎的理論の理解，評価，実技•指導法 | 実技技能，鑑賞力 |  | 2 | 2 | 2 |  | $\checkmark$ |
| 6 | 高等学校保健体育授業の充実 | 新学習指導要領のポイント，授業づくり | 授業力，実践的教科指導力 |  |  |  | 2 |  | $\checkmark$ |
| 7 | 武道とダンスの授業づくり | 新学習指導要領のポイント，実技指導法 | 授業力，実践的教科指導力 |  |  | 4 |  |  | $\diamond$ |
| 8 | 社会の変化に対応した中学校技術•家庭科の授業 | 新学習指導要領のポイント，学習指導法 | 授業力，実践的教科指導力 |  |  | 1 |  |  | $\checkmark$ |
| 9 | 新しい高等学校家庭科の授業づくり | 新学習指導要領のポイント，学習指導法 | 授業力，実践的教科指導力 |  |  |  | 1 |  | $\checkmark$ |
| 10 | 高等学校英語科の授業スキルアップ | 新学習指導要領のポイント，授業改善の工夫 | 授業力，実践的教科指導力 |  |  |  | 1 |  | $\checkmark$ |
| 11 | 中学校教科新担任研修講座 | 新学習指導要領のポイント，学習指導•評価の工夫 | 授業力，実践的教科指導力 |  |  | 2 |  |  | $\checkmark$ |
| 12 | これからの運動部活動の在り方 | 部活動指導•運営の理解，事故防止，応急手当 | 指導力，危機管理能力 |  |  | 1 | 1 | 1 | $\checkmark$ |
| 13 | 情報教育校内研修推進者養成研修講座 | 情報教育に関する校内研修の進め方 | 実践的運営力 |  | 1 | 1 | 1 |  | $\checkmark$ |
| 14 | 小•中学校道徳教育推進教師研修講座 | 新学習指導要領のポイント，道徳教育の実践 | 実践的運営力 |  | 1 | 1 |  |  | $\diamond$ |
| 15 | キャリア教育推進研修講座 | キャリア教育の理解と実践 | 企画•運営力 |  | 1 |  |  |  | $\checkmark$ |
| 16 | 魅力ある特別活動を目指して | 特別活動主任としての理解と実践 | 実践的運営力 |  | 1 | 1 |  |  | $\checkmark$ |
| 17 | 生徒指導総合研修講座 | 生徒指導理論，事例研究 | 実践的対応力 |  | 1 | 1 | 1 | 1 | － |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※この研修内容は平成23年度のものを基本として掲載しており，新たな研修課題の要請や受講動向の変化により，変更されることがあります。
＊備考欄のゝ印は推薦のほかに，一部希望による受講ができる研修です。
＊備考欄の 印は，指定により受講する研修です。
（2）教科•教科外等希望による研修

|  | 研 修 分 野 | 主な研修内容 |  |  |  |  | ｜ras |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 国語科教育関係 | 目的や相手及び意図に応じて書く力を高める「書くこと」の指導 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
|  |  | 文章の表現や構成を吟味する「読をこと」の指䆃 |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |
|  |  | 国語科における中•高の連携に関わる講座 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ |
| 2 | 社会科教育関係 | 県立博物館資料から学ぶ鄉土の歴史 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ |
|  |  | 地域素材を生かした小学校社会科の授業づくり |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| 3 | 算数，数学科教育関係 | ねらいにせまる算数的活動 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
|  |  | ねらいにせまる数学的活動 |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |
| 4 | 理科教育関係（含 生活科） | 理科好きの児童を育てる指導 |  | $\bigcirc$ |  |  |  | $\bigcirc$ |
|  |  | 授業で使える理科教材の工夫 |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |
|  |  | 「科学と人間生活」の教材の工夫 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |
| 5 | 音楽科教育関係 | 子どもが創意工夫して表現する音楽の授業づくり | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  | $\bigcirc$ |
| 6 | 図工，美術科教育関係 | イメージを豊かにする図画工作科の授業づくり | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  | $\bigcirc$ |
| 7 | 体育，保健体育科教育関係 | 体つくり運動の授業づくり | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  | $\bigcirc$ |
| 8 | 家庭科，技術•家庭科教育関係 | 家庭科の系統性を生かした「食」の学習 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ |
|  |  | ものづくりを通して学ぶ「生物育成に関する技術」 |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |
| 9 | 外国語活動•外国語関係 | 子どもが楽しむ小学校外国語活動 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  | $\bigcirc$ |
|  |  | ONE DAY ENGLISH CAMP |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ |
| 10 | 他の教育課題関係 | 救急に役立つ応急手当 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  | O |

（3）生徒指導，特別支援教育，情報教育，幼児教育等希望による研修

| 研 修 分 野 |  | 主な 研 修 内 容 | ｜幼 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 小 } \\ \text { 学 } \\ \text { 校 } \\ \text { 関 } \\ \text { 系 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 中 } \\ & \text { 学 } \\ & \text { 校 } \\ & \text { 関 } \\ & \text { 係 } \end{aligned}$ | 高 等 学 校 関 係 | 特 <br> 別 <br> 文 <br> 䗅 <br> 学 <br> 校 <br> 関 <br> 係 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 生徒指導関係 | ソーシャルスキル・エンカウンターの実践 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  |  | 気になる子どもの理解と具体的な関わり | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  |  | 教育相談に生かすカウンセリングの技法 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 2 | 特別支援教育 | 通常の学級に在籍する発達障害児童生徒の指導•支援 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  |  | W I S C－III知能検査の実施と結果の解釈 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  |  | 特別支援教育における進路支援 |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |
|  |  | 特別支援学級における授業づくり一領域•教科を合わせた指導「生活単元学習」— |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |
|  |  | 特別支援学校における授業づくり—国語科•算数科を中心として— |  |  |  |  | $\bigcirc$ |
| 3 | 情報教育 | 授業に生かす I C T の活用 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  |  | 授業に生かすデジタル教材の作成（プレゼン編•動画編集編） | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  |  | 校務に生かす表計算（関数） | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  |  | 校務に生かす表計算（マクロ） | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  |  | 学校ホームページの作成 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  |  | 校内 L A N の基礎 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  |  | 校内L ANの運用とWe b サーバの活用（Windows編） | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 4 | 幼児教育 | 就学前教育における指導の工夫 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ |
|  |  | 就学前の子どもの発達と遊び | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ |

※この研修内容は平成 23 年度のものを基本として掲載しており，新たな研修課題の要請や受講動向の変化により，変更されることがあります。

## IX 秋田県公立学校教職経験者到達目標

## 1 設定の経緯

「秋田県公立学校教職経験者到達目標」は，平成15年度の10年経験者研修の法定化を機に，初任者研修•5年経験者研修•10年経験者研修終了時における，本県の全ての教職員に求められる能力•適性等を明確にするために設定された。
本研修体系の改訂に伴い，教職経験者研修等における研修のねらいの一層の明確化と研修内容の充実を図るため，これまでの到達目標を次のように見直し，改訂する。
（1）10年経験者研修終了時まで，個々の状況に応じてより長いスパンで研修に取り組め るよう，初任者研修•10年経験者研修終了時の内容に絞って再編集する。
（2）記載内容の精選を図り，到達目標の一層の意識化を進める。
なお，10年経験者研修終了後は，置かれた状況や役割に応じて各自が目標を設定し，授業改善•学校運営の改善に生かされる専門的実践力を身に付けることが求められる。

## 2 活用の具体例

（1）市町村教育委員会としての活用
（1）管下の学校及び教職員に対して，人事評価システム（平成18年度実施）との関連を図りながら，到達目標を念頭においた指導を行う。
（2）特に，10年経験者研修の研修教員の評価に当たつては，到達目標に基づいて評価項目が設定されていることに留意する。
（2）管理職としての活用
（1）自校の教職員に対して，人事評価システムとの関連を図りながら，到達目標を念頭 においた指導を行う。
（2）特に，10年経験者研修の研修教員の評価に当たつては，到達目標に基づいて評価項目が設定されていることに留意する。
（3）各主任等としての活用
（1）校内研修の企画及び実施に当たっては，研修を通して各教職員が到達目標に近付く ことができるよう内容等を工夫する。
（2）10年経験者研修の研修教員の評価に当たって，校長等から参考意見等を求められた際には，到達目標に基づいて適切な判断をする。
（4）教職員個人としての活用
（1）目標への到達を目指して，積極的に自己研修に努める。
（2）校内•校外における様々な研修においては，事前に到達目標に照らして自己評価す るなどして，目的を明確にして研修に臨む。

## 3 10年経験者研修終了時までの到達目標



| 評 | 評価について <br> の理解 <br> 児童生徒理解評価の活用 | 観察法やテスト法など，評価に関 する基礎的な内容と方法を理解し て活用し，評価を次時の授業に役立てることができる。 | 観察法，質問紙法，テスト法，ポートフォリ オ評価など各評価方法の特性や評価規準の作成について理解し，一人一人の学習状況を把握するとともに，周りの教員に対し，評価の進め方•生かし方について適切な助言をする ことができる。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |


|  |  | 初 任 研 | $10 \quad$ 年 研 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 学 |  |  |  |
| 級学級経営案 |  |  |  |
| 学級経営の評価 |  |  |  |


|  |  |  | 初 任 研 | 10 年 研 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 生 } \\ \text { 徒 } \\ \text { 指 } \\ \text { 導 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 生 } \\ & \text { 徒 } \\ & \text { 指 } \\ & \text { 導 } \end{aligned}$ | 生徒指導 | 児童生徒の実態や行動の変化に目 を向け，指導教員の指導の下に，適切に生徒指導に取り組むことが できる。 | 児童生徒の実態等をとらえ，保護者や地域社会の理解と協力を得て，適切に生徒指導に取 り組むとともに，生徒指導全般に関して，周 りの教員に適切な助言や援助ができる。 |
|  |  | いじめの防止 と対応 | いじめについて理解を深め，指導教員の指導の下に，いじめの未然防止や早期発見に努めることがで きる。 | 日常の児童生徒との触れ合いや観察•調査な どから，きめ細かな実態の把握に努めるとと もに，いじめについて研修を積み重ね，周り の教員に未然防止や早期発見のための適切な助言ができる。 |
|  |  |  | いじめられる側・いじめる側本人 とその双方の保護者に対し，周り の教員の協力を得ながら適切な指導や援助に努めることができる。 | いじめへの対応で困っている教員への適切な助言や，いじめられる側・いじめる側本人と その双方の保護者に対して，適切な事例を基 に指導や援助ができる。 |
|  |  | 不登校の防止 と対応 | 不登校について理解を深め，指導教員の指導の下に，不登校の未然防止に努めることができる。 | 早期の教育相談を実施するなど，不登校の未然防止のために迅速で適切な対応ができると ともに，不登校について研修を積み重ね，周 りの教員に未然防止のための適切な助言がで きる。 |
|  |  |  | 指導教員の指導の下に教育相談を行うなど，再登校に向けた取組に努めることができる。 | 不登校児童生徒に関わる教員への適切な助言 や，不登校児童生徒及びその保護者に対して再登校に向けた適切な指導や援助ができる。 |


|  | 問題行動 | 様々な問題行動とその背景につい て理解を深め，指導教員の指導の下に，その未然防止に努めること ができる。 | 問題行動とその背景の理解や様々な対応につ いて研修を積み重ね，児童生徒や保護者への の受容と共感に基づく適切な指導や援助がで きるとともに，周りの教員に適切な助言がで きる。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \hline \text { 教 } \\ & \dot{\lambda} \\ & \text { 相 } \\ & \text { 談 } \end{aligned}$ | 教育相談 | 教育相談の意義について理解を深 め，指導教員の指導の下に，児童生徒理解や問題解決に向けた相談活動に努めることができる。 | 教育相談の在り方や様々な技法などについて研修を積み重ね，それを生かした実践をする とともに，周りの教員に適切な助言ができ る。 |
|  | 学習上特別な配慮を要する児童生徒 | ADHDやLD等について理解を深め，指導教員の指導の下に，学習上特別な配慮が必要な児童生徒 について，適切な対応に努めるこ とができる。 | ADHDやLD等の学習上特別な配慮が必要 な児童生徒の理解や指導について研修を積み重ね，児童生徒や保護者への適切な指導や援助ができるとともに，周りの教員に適切な助言ができる。 |


|  |  | 初 任 研 | 10 年 研 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ふ る る さ と 教 育 | ふるさと教育 | 学校区を中心とした地域の自然•歴史•文化•人材等に関心をも ち，各教科等の教材に取り入れる など，ふるさと教育の趣旨を理解 して教育活動に取り組むことがで きる。 | 学校の教育活動との関連を明確にした年間指導計画を適切に作成するとともに，教育目標 の具現化に向け，キャリア教育の視点を重視 したふるさと教育の全体計画の作成に参画 し，計画に基づいて実践することができる。 |
| キ ヤ リ ア 教 | キャリア教育 | キャリア教育の趣旨を理解し，学齢や発達の段階を踏まえた体験活動を充実させるなど，教育活動全体を通じたキャリア教育に取り組 むことができる。 | 学校の教育活動との関連及び他校種との連携 の在り方を明確にした年間指導計画を適切に作成するとともに，教育目標の具現化に向 け，ふるさと教育が目指す人間像を考慮に入 れたキャリア教育の全体計画の作成に参画 し，計画に基づいて実践することができる。 |
| 育 $\cdot$ － 情 報 教 育 | 情報教育 | 情報活用能力育成の基本的な考え方を理解し，その育成を目指した授業を実践するとともに，図書情報やインターネット情報などの情報手段を活用した授業を実践する ことができる。 | 学校の教育目標を具現化するという広い視野 から情報教育を捉え，主任等と連携し情報教育の全体計画や年間指導計画を作成するとと もに，様々な情報手段の特性を効果的に生か した授業実践や，保護の必要のある情報と積極的に公開すべき情報の見極めと管理ができ る。 |


|  |  | 初 任 研 | 10 年 研 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{array}{\|l} \hline \text { 学 } \\ \text { 校 } \\ \text { 経 } \\ \text { 営 } \end{array}$ | 校務分掌 | 自己に与えられた校務の内容を把握し，組織の一員として正確かつ協力的に遂行できる。 | 分掌した校務について年間計画を作成し，他 の分掌と連携を図りながら企画や運営をする とともに，分掌組織全体を把握して，周りの教員に適切な助言ができる。 |
|  |  | 校務を遂行する上で生じた課題に ついて認識し，報告•連絡•相談 することができる。 | 学校経営上の諸課題に対し，建設的な改善策 を提案するなど，学校運営に積極的に参画で きる。 |
|  | 教育課程の編成 | 自校の教育目標や教育課程の特色，教育課程実施上の課題を理解 することができる。 | 児童生徒の実態や地域の実情を把握し，教育課程実施上の課題を見つけることができると ともに，自校の教育目標に沿った教育課程の立案に参画できる。 |

